

新市建設計画の変更（期間延長）及び過疎地域自立促進計画の策定について

1 趣旨

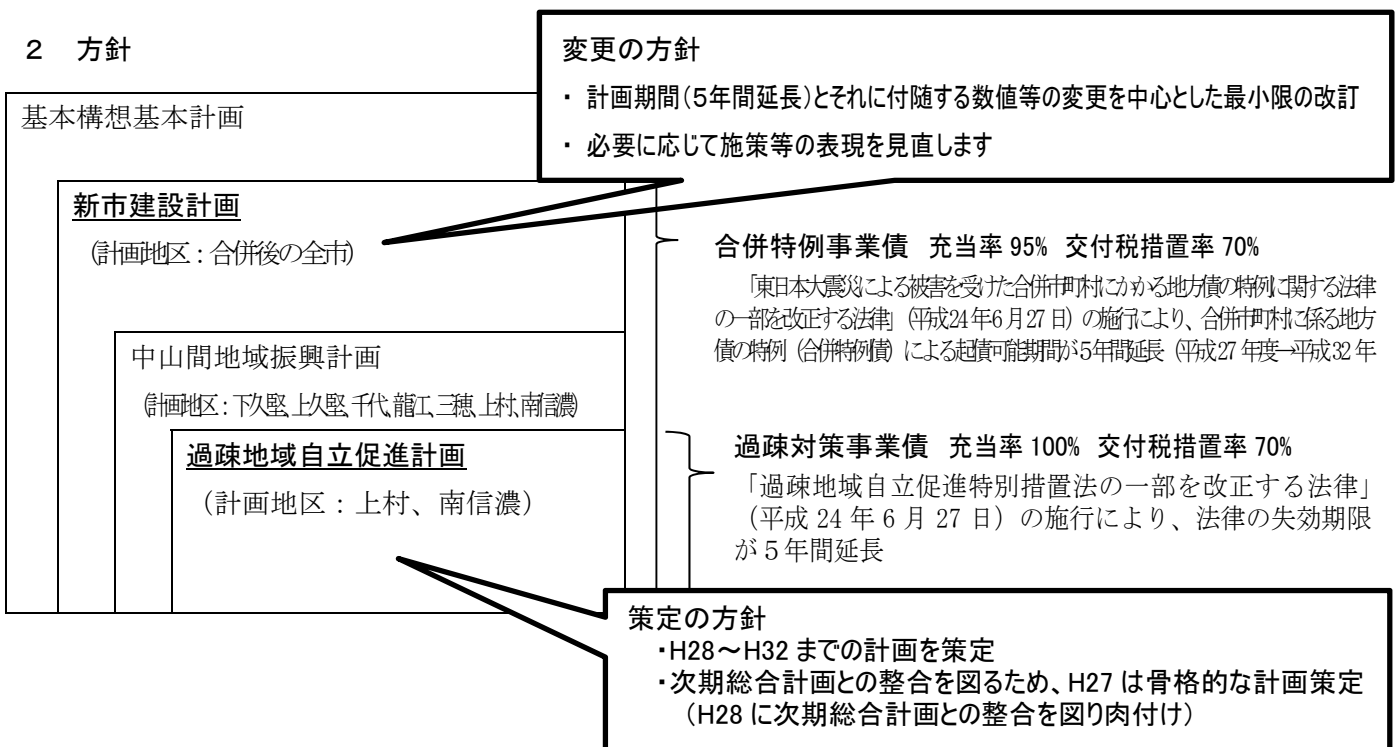
平成27年度に計画期間満了となる市の新市建設計画は、東日本大震災の影響による法改正に伴い、平成32年度まで合併特定事業債の発行期限の延長が可能となったことから、当該計画を変更する。

同じく、平成27年度に計画期間満了となる飯田市過疎地域自立促進計画は、限時法の規定が改正され、平成32年度まで延長が可能となったことから、当該計画を変更する

両計画とも、将来の健全な財政運営に資するため、平成28年度から平成32年度までの計画として、変更及び策定の手続を進める。

なお、両計画は上村地区、南信濃地区に大きく関わりのある計画であることから、地域との協議に当たっては、連携した計画策定の考え方を示し理解を求める。

2 方針



(1) 新市建設計画変更の方針

計画の変更は、計画期間の延長（5年間）と、それに伴う数値等の時点修正を主な内容とし、必要により施策等の表現を見直す。

なお、合併特例法では、計画の変更に当たって、合併関係市町村の地域自治区の地域協議会（編入合併に係る区域の地域自治区で、当市の上村地域協議会及び南信濃地域協議会に相当）の意見を聴いた上で、県知事に協議し、市議会の議決を必要とするため、上村、南信濃の地域協議会へ諮問する。

(2) 過疎地域自立促進計画策定の方針

次期過疎計画は、次期総合計画の内容と整合を図る必要があることから、平成27年度は現行の過疎計画を元に時点修正を行うことを基本として、平成28年度に予定される上村自治振興センター改修事業などの喫緊の事業の記載を追加し、平成28年度中に再度変更を行い、次期総合計画との整合を図る。

なお、本計画は、上村、南信濃の区域に係る重要な計画であるため、飯田市地域自治区の設置等に関する条例に基づき、上村、南信濃の地域協議会へ諮問する。

3 スケジュール

